

千代田区エリアマネジメント推進ガイドラインに掲載する各種制度等について

1 活動場所を確保するための制度等

類別	制度名	参照ページ
道路	道路占用許可	○
	道路使用許可	○
	道路占用許可の特例	○
	ほこみち（歩行者利便増進道路）	○
	道路協力団体制度	○
公園	公園占用許可	○
	公園使用許可	○
	都市公園占用許可の特例	○
	看板等設置に係る都市公園の占用許可の特例	○
河川	河川敷地占用許可	○
	河川敷地占用許可の特例	○
公開空間	東京都特定街区運用基準	○
	普通財産の活用	○
広場	千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱	○
公開空地	公開空地の一時占用	○

2 活動を支援する制度等

類別	制度名	参照ページ
文化	文化事業助成	○
	東京歴史まちづくりファンド	○
	Living History 促進事業	○
環境	ヒートアイランド対策助成	○
商工	千代田区商工関係団体の事業補助	○
防犯	防犯設備（防犯カメラ等）の整備等に対する補助金	○
まちづくり	まちなかウォーカブル推進事業	○
	ウォーカブル推進税制	○
	都市再開発支援事業の活用	○
	交流・滞在空間の充実化に対する金融支援	○
	水辺のにぎわい創出事業	○
	看板等設置に係る都市公園の占用許可の特例	○
	民間都市再生事業計画認定制度	○

3 活動内容によって必要となる手続き等

類別	制度名	参照ページ
飲食	食品営業許可	○
防火	露店等開設届出	○
	防火管理者選任届	○
	火災予防上必要な業務に関する計画届出	○
広告	屋外広告物許可申請	○
保険	ボランティア保険	○
	行事保険	○

4 地域の活動を取組む仲間や団体を作るための制度等

類別	制度名	参照ページ
まちづくり	都市再生推進法人	○
	まちづくり会社	○
	まちづくり団体の登録制度（東京のしゃれた街並みづくり推進条例）	○
	市町村都市再生協議会の組織	○
防犯	地域防犯パトロール団体活動助成	○

5 地域のルール・価値をつくるための制度

類別	制度名	参照ページ
まちづくり	都市再生整備計画の提案制度	○
	都市計画の決定等の提案	○
	都市再生（整備）歩行者経路協定	○
	低未利用土地利用促進協定	○
	官民連携まちなか再生推進事業	○
	一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォーカブル事業）	○
	地区計画制度	○
	建築協定制度	○
	都市利便増進協定	○
	区道通称名	○
	都市安全確保促進事業の活用	○
公園	市民緑地認定制度	○
	公園施設の設置管理許可の特例制度	○
	公園施設設置管理協定制度	○
交通	都市再生駐車施設配置計画	○
	駐車場の地域ルール	○
	特定路外駐車場の届出制度	○
	路外駐車場出入口の設置制限	○
	附置義務駐車施設の集約化・出入口設置制限	○

景観	景観計画の作成等の提案	○
	街並み景観づくり制度	○
	景観まちづくり重要物件	○
	景観重要建造物・景観重要樹木	○
	東京都選定歴史的建造物の選定	○
	アダプトシステム	○
	かわまちづくり支援制度	○
文化	文化財の指定登録制度	○
	標柱説明板	○
	まちの記憶保存プレート	○

6 継続的に活動をしていくための制度等

類別	制度名	参照ページ
広告	屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業	○
商工	クラウドファンディング活用による資金調達支援	○
まちづくり	街なみ環境整備事業	○
	共同型都市再構築業務	○
	グリーンアセット等整備支援業務	○
	まち再生出資業務	○
	まちなか公共空間等活用支援事業	○
	まちづくりファンド支援事業	○
	千代田まちづくりサポート	○
	地域再生エリアマネジメント負担金制度	○
	都市環境維持・改善事業資金	○
	道路の占用等の許可の申請手続き	○
	都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	○

1 活動場所を確保するための制度等

道路占用許可の特例制度

概要

区市町村が策定した都市再生整備計画で「特例道路占用区域」に指定された道路上にオープンカフェや広告板等を設置できる制度です。

通常、道路占用は、道路法において、道路の敷地外に余地が無くやむを得ない場合（無余地性）で一定の基準に適合する場合でなければ許可されませんが、一定の条件の下で、無余地性の基準を緩和するものです。

- 占用期間：5 年以内（更新可能）
- 占用料：千代田区道路占用料等徴収条例で定められた額
- 都市再生整備計画は、都市再生推進法人が提案することができます。



対象施設

まちの賑わい創出や道路利用者等の利便の増進に資する以下の施設が対象となります。

施設	要件	例
広告塔、看板	良好な景観の形成または風致の維持に寄与するもの	地域の雰囲気にあわせた広告による地域のブランディング
食事施設、購買施設、その他これらに類する施設	道路の通行者または利用者の利便の増進に資するもの	オープンカフェや休憩場所の設置による賑わいや滞留空間の創出
自転車駐車器具	自転車を賃貸する事業の用に供するもの	シェアサイクルのポートの設置による交通利便性の向上

※施設の構造等詳細な要件等については、「官民連携まちづくりの進め方（平成 29 年 9 月／国土交通省）参照（右の二次元コードからアクセス可）

QR

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- 占用者は、道路交通環境の維持向上を図るための措置を講ずる必要があります。具体的には、以下のようなものが想定されます。
 - ・ 占用施設（ベンチ、オープンカフェ、サイクルポートなど）周辺の清掃
 - ・ 看板を設置する場合の周辺整備
 - ・ サイクルポートを設置する場合の周辺の放置自転車の整序
- 占用物件を用いて得られた収益については、使途の制限はありません。まちづくりのためのさまざまな活動、例えば、ベンチ・街灯等の設置・管理、まちづくり団体の運営経費等に充てることもできます。
- 特例が適用されるのは都市再生整備計画の計画期間内に限られます。
- 食事施設の設置の場合、別途食品営業許可（P〇〇）が必要となります。

手続きの流れを図で示す予定

- 道路占用許可に際しては、道路占用許可申請書及び「当該施設の設置に伴い必要となる、道路交通環境の維持及び向上を図るための措置」を記載した書面（範囲、頻度、方法などを記載した実施計画）が必要となります。
- 道路占用許可に際しては、道路使用許可申請書、道路使用の場所または区間の付近の見取図、道路を使用して行う行為の内容が分かるものを記載した書面が必要となります。また、工作物を設ける場合は、その設計図及び仕様書が必要となります。

問合せ

内容	担当
道路占用許可の特例制度、都市再生整備計画に関すること	環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当 ☎ 03-5211-3612
占用許可に関すること	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係 ☎ 03-5211-4235
道路使用許可に関すること	各地域の警察署